

公立大学法人青森公立大学財務委員会規程

平成 21 年 4 月 1 日

規程第 12 号

改正 平成 27 年 3 月規程第 2 号

改正 平成 27 年 3 月規程第 15 号

改正 平成 31 年 3 月規程第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人青森公立大学財務委員会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 公立大学法人青森公立大学定款第 18 条に規定する理事会の議決事項のうち、同条第 3 号（役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員の給与及び退職手当の支給の基準に係るものに限る。）及び第 4 号に掲げるものについて、あらかじめ問題を整理及び調整するため、理事会の下に公立大学法人青森公立大学財務委員会（以下「財務委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 3 条 財務委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 財務計画案の策定に関する事項
- (2) 予算編成方針案及び予算案の策定に関する事項
- (3) 決算案（中間決算案を含む。）に関する事項
- (4) その他法人の財務に関する事項

(組織)

第 4 条 財務委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 事務局長
- (4) 教育研究審議会委員の職にある者 1 名
- (5) 経営審議会委員の職にある者 1 名

2 前項第 4 号及び第 5 号に掲げる委員は、それぞれ当該審議会において選出する。

3 第 1 項第 4 号及び 5 号に掲げる委員の任期は、当該職の任期とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条～第 10 条 (略)

附 則 (略)